

成年後見は 判断能力が不十分な人を 支援する制度です。

次の三つがあります。

法定後見

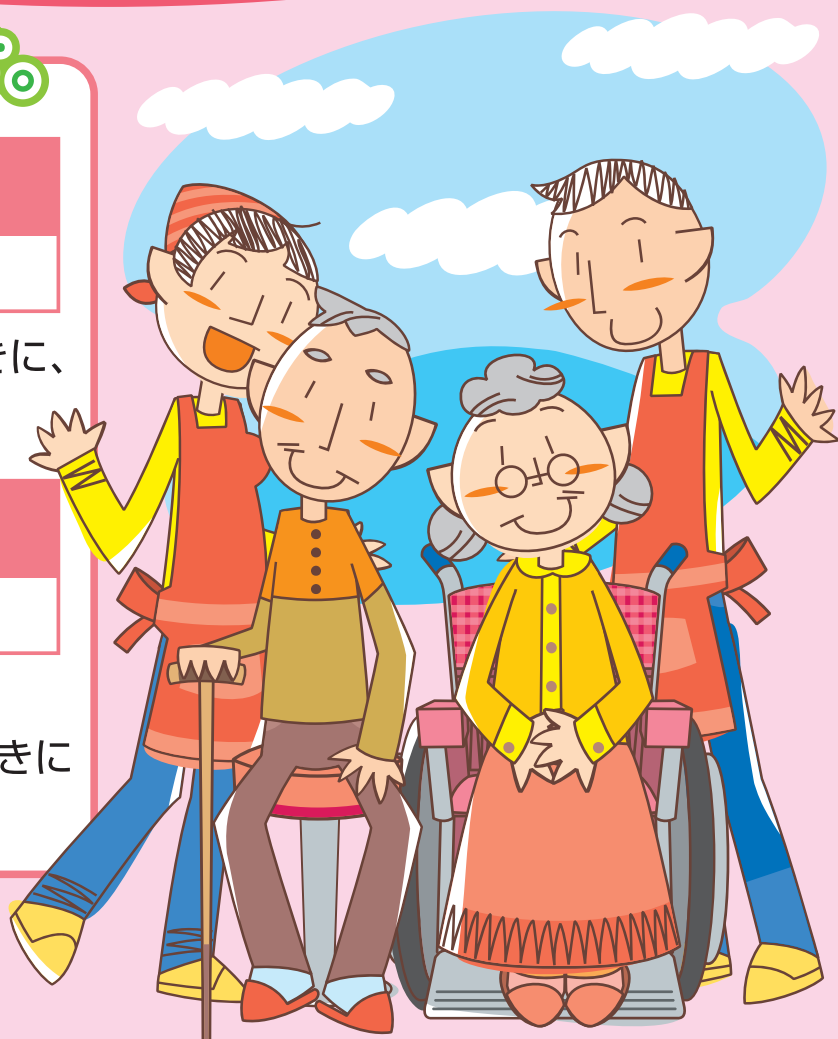
(後見、保佐、補助)

“既に”判断能力が不十分なときに、
その状態に応じて利用します。

任意後見

(任意後見契約)

しっかりしているいま契約し、
“将来”判断能力がなくなったときに
利用します。



認定特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター

〒960-8111 福島市五老内町6-4フジコーポラス101

TEL 024-535-5451 FAX 024-535-5457

講師派遣

いたします。
ご連絡ください!

ふくしま成年後見センターの
会員で、成年後見に造詣深く、
わかりやすい講演が特徴です。



派遣制度

- ①講演時間は、原則1回90分とします。
- ②少人数でもお受けいたします。
- ③講演料として若干(寸志)考慮いただきたい。

講師陣



行政書士、社会福祉士 **國井 輝夫**

判断能力が不十分になっても人間らしく生活できるよう成年後見の利用を促し、利用者の意思決定支援に基づく最善の利益の実現に努めます。
ばあとなあず、コスモス会員 大卒(法、総合福祉)

市民後見人 **篠崎 浩作**

自己防衛的に成年後見制度を活用する方法について研究しています。
成年後見制度を学ぶことは自分と他人の人生を知ることだと思います。
大卒(法)、大学院(修士)



社会福祉士 **星野 庸子**

ノーマライゼーション理念に基づき、その人らしく安心して生活するため成年後見制度の利用を促進し、権利の擁護と意思決定支援に尽力します。
ばあとなあず会員 大卒(文、総合福祉)



市民 **森合 義廣**

長い人生、自分らしく生きるため、成年後見制度の利用によって解決できる課題もありましょう。共に学び、その解決の一助とします。
大卒(法)



このほかに、当法人の会員である弁護士も講師派遣に応じます

連絡先

認定特定非営利活動法人 **ふくしま成年後見センター**
〒960-8111 福島市五老内町6-4フジコーポラス101

TEL 024-535-5451
FAX 024-535-5457